



平成 20 年 9 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社三菱ケミカルホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 小林 喜光  
(コード番号 4188 東・大 第一部)  
問合せ先 広報・IR 室長 奥川 隆生  
(電話番号 03-6414-4870)

**連結子会社のC型肝炎集団訴訟に関する全国原告団との基本合意書締結について**

当社連結子会社の田辺三菱製薬株式会社が、標記の基本合意書締結に関し別紙のとおり  
本日(9月19日)発表致しましたので、ご連絡申し上げます。

以上



2008年9月19日

各 位

会 社 名：田辺三菱製薬株式会社  
本社所在地：大阪市中央区道修町三丁目 2 番 10 号  
代 表 者 名：取締役社長 葉山 夏樹  
コード番号：4508 東証第一部・大証第一部  
問い合わせ先：広報部長 笹生 好久  
TEL 06-6205-5211

### HCV 集団訴訟に関する全国原告団との基本合意書締結についてのお知らせ

当社および当社子会社である株式会社ベネシスは、当社前身会社の一つである旧ミドリ十字が製造販売したフィブリノゲン製剤および血液凝固第Ⅸ因子製剤クリスマシンの投与により、HCV（C 型肝炎ウイルス）に感染したとする方々より、損害賠償請求訴訟の提起を受けておりましたが、当社取締役会において、全国原告団・弁護団との間で、訴訟を解決するための「基本合意書」を締結することが承認されましたのでお知らせいたします。「基本合意書」の締結は、来る 9 月 28 日を予定しております。

現在、各高裁および各地裁に係属中の本訴訟は、「基本合意書」締結後、原告側が順次、当社および株式会社ベネシスへの損害賠償請求を放棄することによって終結することとなります。

なお、2008 年 1 月 16 日には、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」が公布・施行されておりますが、当該給付金支給等業務に要する費用の負担の方法およびその負担割合については、同特別措置法第 16 条（厚生労働大臣と製造業者等との協議）の規定により、今後、厚生労働大臣と当社との間で協議の上、決定されることとなります。

当社は、2008 年 5 月 7 日に公表の通り、本訴訟に関する将来の損失に備えるため、2008 年 3 月期決算において「HCV 訴訟損失引当金」として 11,200 百万円を計上しておりますが、今後の協議の結果により、あるいは給付金支給対象者数の増減等により、当社負担額が変動する可能性があります。

以 上